

笛吹高校同窓会会則

第1章 総則

第1条（名称と事務局）

本会は、山梨県立笛吹高等学校同窓会と称し、事務局を同校内におく。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦をはかり母校の発展を期することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため必要な事業を行う。

第2章 会員

第4条（会員および入会金）

1 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 東八代郡立山梨蚕業学校、山梨県立蚕業学校、山梨県立農蚕学校、山梨県立農蚕高等学校、山梨県立石和高等学校、山梨県立山梨園芸高等学校並びに山梨県立笛吹高等学校を卒業した者および在籍した者とする。

(2) 特別会員 母校在籍教職員

2 会員を整理・区分するため、必要に応じ別表①の同窓会構成表に記載する記号を用いる。

3 正会員は、卒業時に本会入会金として金8,000円を納めるものとする。

第3章 役員

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 本会理事 若干名
- (4) 会計監査員 若干名
- (5) 学年幹事 若干名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 会計 若干名
- (8) 事務局員 若干名

第6条（役員の任務）

役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し諸会議を招集し議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 本会理事は、理事会を構成し、本会の組織運営にあたる。
- (4) 学年幹事は、会務の連絡等にあたる。
- (5) 会計監査員は、本会の会計を監査する。
- (6) 事務局長は、本会事務のすべてを処理する。
- (7) 会計は、本会会計のすべてを処理する。
- (8) 事務局員は、本会の庶務を司る。

第7条（役員の選出）

- (1) 会長、副会長、会計監査員は、理事会において、会員中より選出し総会に図り決定する。
また別途副会長には、現職教頭を委嘱する。
- (2) 本会理事は、規定する各支部組織および年代別代表者をもってあてる。
- (3) 学年幹事は、各学年より互選する。
- (4) 事務局長、会計および事務局員は、会長が現職員の中から委嘱する。

第8条（役員任期）

各役員任期は、2か年とし再任を妨げない。但し欠員補充のために選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条（顧問）

本会に顧問をおく。顧問は、本会会長経験者を総会において推薦する。また別途現職校長を委嘱する。

第4章 会議

第10条（会議）

- 1 会議は、総会、理事会その他とし、議決は、出席者の過半数の賛成を要する。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 2 総会は、年1回開催し予算決算の承認、会則変更、特別規程の制定、役員決定その他重要事項を審議する。緊急重要案件のある時は臨時総会を開くことができる。
- 3 理事会は、会長、副会長、本会理事、各支部長が出席し、重要事項を審議処理する。
- 4 学年幹事会は、必要に応じて開催する。

第5章 会計

第11条（経費）

本会の経費は、会費、入会金、同窓会基金、事業収益金、寄付金その他をもってこれにあてる。

第12条（庶務会計）

- 1 本会の庶務会計年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月31日に終わる。
- 2 日常の業務として理事会が定めるものについては、会長が指名する者が執務し、これを理事会に報告する。なお、理事会が定めるものについては、別表②のとおりとする。
- 3 経理については、別に規程で定める。

第6章 支部組織

第13条（設置）

- 1 本会に各市町村支部を設けることができる。詳細は別に規程でこれを定める。
- 2 支部経費は、組織の実態を踏まえ一定額を本会会計より補助する。

第7章 雑則

第14条（異動変更の連絡）

会員は、その氏名、住所、職業等に異動、変更があった時は、速やかにその旨を事務局に報告する。

第15条（特別規程の制定）

会則第10条第2項の規定にもとづき、必要に応じ特別の規程を設けることができる。

第16条（会則の改廃）

この会則の改廃については、理事会において行う。

付 則

改正経過 平成24年11月25日施行

平成28年11月27日改正

山梨県立笛吹高等学校同窓会支部組織に関する規程

第1条（目的）

この規程は、山梨県立笛吹高等学校同窓会会則（以下「会則」という）第13条によりこの会の支部について定める。

第2条（支部の設置）

支部は、次の11支部を置く。

- 1 石和支部
- 2 御坂支部
- 3 八代・芦川支部
- 4 一宮支部
- 5 春日居支部
- 6 勝沼・大和支部
- 7 甲府・中道支部
- 8 境川支部
- 9 塩山支部
- 10 山梨・牧丘・三富支部
- 11 広域

第3条（役員）

支部には、次の役員を置く。

- 1 支部長 1名
- 2 副支部長 若干名
- 3 事務局長 1名
- 4 理事 若干名
- 5 その他、必要に応じ役職を設けることができる。

第4条（任期）

支部役員の任期は、会則に準じる。

第5条（会議）

会議は、年1回総会開催の2ヶ月前までに開催するものとし、会議での決議事項を理事会に報告する。また、役員等に変更が生じた場合は速やかに事務局へ報告する。

第6条（会費）

- 1 当該支部において必要に応じ会費を徴収する。
- 2 会計処理は各支部に一任する。

第7条（支部の廃合）

支部の廃止分合については、すべて会長に届け出をし、理事会の承認を受けなければならない。

付 則 平成24年11月25日施行
平成28年11月27日改正

山梨県立笛吹高等学校同窓会慶弔規程

会則第15条の規定にもとづき、本会慶弔規程を次のように定める。

- 1 本会役員（会長、副会長、本会理事、会計監査員、事務局長、会計、事務局員）退任のときは、感謝状、記念品を贈呈する。
- 2 会員に特別の慶事があったときは、理事会の決定にもとづき記念品を贈呈する。
- 3 本会役員（会長、副会長、本会理事、会計監査員、事務局長、会計、事務局員）死亡のときは、弔意を表すものとする。
- 4 その他必要のある事柄については、理事会にて決定する。

付 則

改正経過 平成24年11月25日施行

平成28年11月27日改正